

安全保障理事会決議 1890 (2009)

2009年10月8日、安全保障理事会第6198回会合にて採択

安全保障理事会は、

アフガニスタンに関する従前の諸決議、とりわけ安保理決議 1386 (2001)、1510 (2003)、1833 (2008) および 1868 (2009) を再確認し、

また、安保理決議 1267 (1999)、1368 (2001)、1373 (2001) および 1822 (2008) を再確認し、また国際連合憲章に従ってテロリズムを根絶するための国際的な努力に対する安保理の支持をくり返し表明し、

武力紛争下の文民の保護に関する安保理決議 1265 (1999)、1296 (2000)、1674 (2006) および 1738 (2006)、女性、平和および安全に関する安保理決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009) および 1889 (2009) 並びに子どもと武力紛争に関する安保理決議第 1612 (2005) および 1882 (2009) を想起し、

アフガニスタンの主権、独立、領土保全および国家の統一に対する安保理の強い支持を再確認し、

アフガニスタン全土にわたる治安および法と秩序を提供する責任がアフガニスタン当局に所在することを認識し、治安状況を改善するためのアフガニスタン政府に対する支援における国際治安支援部隊 (ISAF) の役割を強調し、また、アフガニスタン政府の ISAF との協力を歓迎し、

アフガニスタンにおける課題の相互連関的な性質を再度認識し、治安、統治および開発並びに麻薬対策の分野横断的な問題についての持続的な進展が相互に強化し合うことを再確認し、また、包括的な取組を通じてこれらの課題に対処するためのアフガニスタン政府および国際社会の継続的な努力を歓迎し、

この文脈において、不正と戦い、透明性を促進しまた説明責任を増加するアフガニスタン政府による更なる努力の必要性を強調し、

アフガニスタンにおける平和および安全を促進するに当たり、国際連合が国際社会の努力を主導することにより引き続き果たす中心的且つ公平な役割を強調し、この文脈において、国際連合アフガニスタン支援ミッション (UNAMA) の目的と ISAF の目的との間の相乗効果に留意し、また、それぞれに指定された責任を適切に考慮し、強化された協力、協調および相互支援を行っていく必要性を強調し、

アフガニスタンにおける治安状況、とりわけ子どもを含む地域住民、国家治安部隊並びに国際的な軍事要員および文民要員に対する脅威となるタリバーン、アル・カーイダ、非法法武装集団、犯罪者および麻薬取引に従事する者による暴力行為およびテロ行為の拡大、およびテロリズムの活動と不法薬物と

の間で強まっている結び付きについての強い懸念を表明し、

ISAF に対し、指定された責任の範囲内で、関係の国際的なおよび地域の関係者と協力しつつ、不法な麻薬生産およびその密輸の脅威に対処するためのアフガニスタンによる持続的な努力を更に且つ効果的に支援するよう奨励し、また同地域における安全と安定に関する薬物の生産と貿易の否定的な影響と戦うことにおける UNODC が果たす重要な役割を認識し、

法の支配を保証し、アフガニスタン国民に安全と基本的役務を提供し、また、彼らの人権および基本的自由の完全な享受を確保するためのアフガニスタン政府の能力に対してタリバーン、アル・カーイダその他の過激派集団による暴力およびテロ活動がもたらす著しく有害な結果に対する懸念を同様に表明し、

治安状況を改善し、タリバーン、アル・カーイダその他の過激派集団によりもたらされている脅威に引き続き対処するため、ISAF および不朽の自由作戦 (OEF) 連合を含む国際社会の支援を得て行われるアフガニスタン政府による継続的な努力への安保理の支持をくり返し表明し、この文脈で、ISAF および OEF 連合によるものを含む継続的な国際的努力の必要性を強調し、

文民、アフガニスタン部隊および国際部隊を標的とする簡易爆発装置 (IED) 攻撃、自爆攻撃および拉致を含む全ての攻撃、並びにアフガニスタンにおける安定、復興および開発の努力への有害な影響を最も強い表現で非難し、並びにタリバーン、アルカーイダおよびその他の過激派集団が文民を人間の盾として利用していることを更に非難し、

タリバーン、アル・カーイダおよびその他の過激派集団による増大した脅威およびこのような脅威に対処するための努力に係る課題を認識し、

文民の犠牲の多さに深刻な懸念を表明し、また国際人道法および国際人権法の遵守並びに文民の保護を確保するための全ての適切な措置を取ることを求め、

文民の犠牲の危険性を最小化するため ISAF およびその他の国際部隊により行われている努力を認識し、これとの関連で、任務の中心的要素としてのアフガニスタン国民を保護することに更に集中することを含む継続した向上的努力を講じる彼らの意図を歓迎し、また、戦術および手続の継続的な見直し、並びに、文民の犠牲者が発生した場合およびアフガニスタン政府が共同調査を行うことを適当と判断する場合にアフガニスタン政府との協力で実施される事後の見直しおよび調査の重要性に留意し、

治安部門改革において為された進展を承認し、これとの関連で、国際的パートナーにより提供された支援、とりわけ北大西洋条約機構 (NATO) アフガニスタン訓練使節団の設置および計画されている欧州憲兵部隊 (EGF) のこの使節団への貢献並びに欧州連合警察ミッション (EUPOL アフガニスタン) を通してを含むアフガニスタン国家警察への拡大された支援を歓迎し、またアフガニスタンが国際的な援助供与者と共に、アフガニスタン国軍およびアフガニスタン国家警察の更なる強化および非合法武装集団の解体および麻薬対策におけるその努力を増加する必要性を強調し、

この文脈において、不処罰を終わらせ、司法制度機構、法の支配を強化しおよび女性と少女を含むアフガニスタン国内の人権の尊重並びにアフガニスタンにおける刑務所部門の再建および改革におけるアフガニスタン政府による更なる進展の重要性を強調し、

アフガニスタン憲法の枠内で平和的な政治対話に建設的に従事した自国の社会経済開発のために国際的な援助供与者と協働すること、および非合法の武装集団の使用を含む暴力を用いることを避けることに対する全てのアフガニスタン政党および集団への安保理の要請をくり返し表明し、アフガニスタン憲法の枠組内で、また、安保理決議 1267 (1999) およびその他の関連する諸決議により安全保障理事会により導入された措置の実施を十分に尊重して、アフガニスタン政府主導の再統合および和解計画の実施を奨励し、

2009 年の大統領および地方議会選挙を準備するアフガニスタン当局の果たした主導的役割および国際連合並びに ISAF の支援に留意し、これとの関連で、2010 年選挙に向けた時宜を得た且つ秩序ある準備および国際的支援の必要性を認識し、

隣接のおよび地域のパートナー並びに地域的機関によるアフガニスタンの安定化のための貢献の重要性を認識し、アフガニスタンにおける治安、統治および開発を促進するための効果的な手段として地域協力を進めることの決定的な重要性を強調し、またこれとの関連で、地域的取組を歓迎し、

ISAF と OEF 連合との間の継続的な調整、および ISAF とアフガニスタンにおける欧州連合の現地関与との間に確立された協力を歓迎し、

NATO により提供される指導的役割並びに ISAF およびアフガニスタンにおけるテロとの闘いの活動の枠内で、且つ国際法の適用可能な規則に従って実施される海上阻止の要素を含む OEF 連合への多数の国による貢献に対する安保理の感謝の念を表明し、

アフガニスタンにおける情勢が引き続き国際の平和および安全に対する脅威を構成することを認定し、

アフガニスタン政府と調整し、ISAF の任務の完全な履行を確保することを決意し、

これらの理由により国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. 決議 1386 (2001) および 1510 (2003) が定める国際治安支援部隊の承認を 2009 年 10 月 13 日から 12 か月間延長することを決定する。
2. ISAF に参加している加盟国に対し、その職務権限を遂行するために必要な全ての手段をとる権限を付与する。

3. ISAF につき、その運用上の全ての要求に応えるため、これを更に強化する必要性を認識し、これとの関連で、加盟国に対し、要員、装備その他資源を ISAF に提供することを求める。
4. 包括的な枠組の中で、アフガニスタン治安部門の機能性、専門性および説明責任を増大させることの重要性を強調し、ISAF およびその他のパートナーに対し、治安を確保し、アフガニスタンの全地域にわたって法の支配を確保する、自立的で責任があり且つ民族的均衡のとれたアフガニスタン治安部隊を目指すとの目標に向けた前進を加速させるため、アフガニスタン国家治安部隊を訓練し、指導しおよび強化するための努力を、財源の許す限り継続することを奨励し、国土全体にわたる治安責任を負うことについてアフガニスタン当局が果たす主導的役割が増加していることを歓迎し、また、計画されているアフガニスタン国軍およびアフガニスタン国家警察の拡大を支援することの重要性を強調する。
5. ISAF に対し、部隊の任務の履行について、アフガニスタン政府、事務総長特別代表および OEF 連合と緊密に協議しつつ活動を継続することを要請する。
6. ISAF の指導部に対し、四半期報告の提出を通じるものを含むその職務権限の履行について、事務総長を通じて安全保障理事会に定期的に報告することを要請する。
7. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。